**平成２６年（フ）第３２８号**
仙台市宮城野区東十番丁65番地　チサンマンション榴ケ岡1203
債務者　大友　　勝
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第４５号**
福島県いわき市小名浜玉川町東８番地の１
債務者　熊田　英子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２６年（フ）第２５号**
茨城県水戸市元吉田町651番地の３　クラルテ２号
債務者　田中　啓子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第１１７号**
茨城県水戸市小林町1199番地の87
債務者　吉田　　学
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第１５０号**
福島県いわき市大久町大久字米野７番地２
鹿島いわき久ノ浜宿舎、住民票上の住所茨城県水戸市西原２丁目８番９号
債務者　滑川　正行
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第１９１号**
茨城県水戸市石川４丁目4039番地の21　アネックス石川マンション212号
債務者　牧野　良美
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第２０９号**
茨城県小美玉市江戸119番地６
債務者　吉野希喜子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第２１１号**
茨城県水戸市東赤塚4349番地の１　県営赤塚アパート８―22
債務者　五十嵐真希
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第２１３号**
茨城県水戸市若宮１丁目７番８棟202号　県営若宮第２アパート
債務者　和田　　修
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第１９３号**
新潟市東区牡丹山４丁目８番25号　フラッツ高山201号
債務者　森山　和也
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２０５号**
新潟市東区新石山４丁目７番地10　山田ハイツ103号
債務者　皆川　優子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第７３号**
富山県射水市三ケ844番地
債務者　東　　朗子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２６年（フ）第２０３号**
金沢市小橋町10番２号　サンコーポ103号
債務者　村上　俊幸
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第１２５号**
山梨県南アルプス市山寺987番地１　グリーンシティみなと２―C
債務者　横瀬　一成
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１４５号**
山梨県山梨市下栗原1073番地１　エトワール・ヴェルジェ307
債務者　杉本　千里（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１１１号**
長野県松本市征矢野１丁目７番８号　シャルマンＭＹ302
債務者　峯村　吉彦
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第２０１号**
岐阜県郡上市八幡町初納９番地３
債務者　曽我　純司
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
岐阜地方裁判所